

# 大規模小売店舗の変更について

大規模小売店舗立地法第6条第2項に基づく変更の届出について、同法施行規則第11条第2項に基づき届出等の要旨をお知らせします。

店舗名称	ミスターマックス熊本インターショッピングセンター
所在地	熊本市東区石原一丁目245番1号 外1筆
建物設置者	株式会社ミスターマックス・ホールディングス 代表取締役社長 平野能章 福岡市東区松田一丁目5番7号
変更届出の要旨	(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  ①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 (変更前) 午前9時 (変更後) 午前8時  ②来客が駐車場を利用することができる時間帯 (変更前) 午前8時30分～午後10時30分 (変更後) 午前7時30分～午後10時30分
変更年月日	令和8年4月1日
届出書の縦覧場所 及び縦覧期間	【縦覧場所】熊本市経済観光局 産業部 商業金融課ホームページ 【縦覧期間】令和8年6月10日から令和8年10月10日 【意見書の提出先】熊本市経済観光局 産業部 商業金融課

○届出の内容に対する照会等変更に関する問い合わせは、下記へお願いします。

株式会社エス・ティ・イー総合企画

熊本市中央区紺屋阿弥陀寺町10番地 千里殖産ビル1F

TEL 096-288-0282 FAX 096-288-0283